

一定規模以上の 工場を新設・増設・変更する場合は 『工場立地法における届出』が必要です

工場立地法の概要

1. 目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

2. 制度の仕組み

届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所除く）
規模：敷地面積 9,000㎡以上 または 建築面積 3,000㎡以上

新設・変更の届出

工事着工の**90日**前まで（届出により短縮が可能）

工場立地に関する準則
（裏面 別図参照）

- 敷地面積に対する生産施設の割合 30%～65%
 - 敷地面積に対する緑地面積の割合 5%以上※
 - 敷地面積に対する環境施設面積（緑地含む）の割合 10%以上※
- ※ 工業地域・工業専用地域及び聖籠町工場立地法地域準則条例で定められた地区計画区域が対象となる。準工業地域では緑地面積率10%以上、環境施設面積率（緑地含む）は15%以上が必要となる。

準則適合

届出受理から90日経過後または短縮承認日以降、工事着手可

準則不適合等・・・**勧告**
（法第9条第2項第1号）

◎ その他の届出

氏名及び住所の変更の届出
※ 代表者の変更は届出不要

譲受、借受、相続または合併による届出者の地位の承継の届出

特定工場の廃止の届出

勧告に従わない場合・・・**変更命令**
（法第10条）

無届（新設）、虚偽の届出、命令違反等・・・**罰則**
（法第16条第2号）

別図 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方

工場敷地

緑地

(駐車場、その他)

特定工場

環境施設
(噴水、運動場等)

緑地

国が定める準則

【生産施設（特定工場）面積率】
(物品の製造施設・加工修理施設等)

- 業種により敷地の**30%～65%以内**
- 国が一律に策定

【環境施設面積率】
(周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの)

- 緑地も含め敷地の25%以上**必要
環境施設＝緑地＋緑地以外の環境施設
《緑地以外の環境施設とは》
緑地に類するもの
Ex.噴水、屋外運動施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設など

【緑地面積率】
(樹木や地被植物が生育する土地)

- 敷地の**20%以上**必要
- 緑地面積のうち重複緑地は**25%以内**

聖籠町工場立地法地域準則

聖籠町工場立地法地域準則条例の制定(H30.3)により、下記のとおりそれぞれ面積率を緩和しています。

【環境施設面積】

【緑地面積率】

- 準工業地域
…**15%以上/10%以上**
- 工業地域・工業専用地域
- 聖籠町工場立地法地域準則条例で定められた地区計画区域
…**10%以上/5%以上**
- 重複緑地等参入率
…**50%以内**

緩和

3. 届出手続き

◎ 届出が必要なケース	
届 出 の 種 類	届出期限
① 特定工場を新設する場合（ 新設届 ）	着工前90日（短縮可）
② 増設等により、特定工場の規模に該当する場合（ 新設届 ）	
③ 届出済の特定工場が、以下の届出内容の変更を行う場合（ 変更届 ） - 日本標準産業分類の他の小分類に属するか、生産施設面積率の違う製品に変更する場合 - 敷地面積が増加または減少する場合 - 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の増加（スクラップ&ビルド含）や緑地、環境施設面積の減少を伴う場合 - 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等の変更を行う場合（結果的に生産施設面積が減少または変わらない場合であっても届出必要） - 緑地、環境施設の面積が減少する場合（緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合でも届出必要）	
④ 氏名または名称及び住所を変更する場合（代表者の変更は届出不要）	
⑤ 特定工場全部を譲り受ける場合	事実発生後、遅延なく
⑥ 特定工場を廃止する場合	
◎ 届出が不要なケース（次回届出時に併せて届出ください）	
① 生産施設の増設、緑地・環境施設面積の減少を伴わない建築面積の変更（事務所、倉庫等）	
② 生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のとき	
③ 生産施設の撤去のみを行う場合	
④ 緑地または緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合	
⑤ 既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合	
⑥ 緑地の削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）	

お問い合わせ

聖籠町役場 東港振興室
☎0254-27-2111（内線241・242）

届出様式等はこちら▶

聖籠町 工場立地法

検索